

自然エネルギー機器	対象機器	要件		建築物						
自然エネルギー機器	太陽光発電システム	① 一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) または国際電気標準会議 (IEC) の IEC61215-1-2 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 ② 発電した電力は住宅・共同住宅の共用部 (エレベーター等の設備)・事業所で使用されるものであること。 ③ 電力会社と電力受給に関する契約を締結すること。		住宅 共同住宅 事業所						
	蓄電システム	① 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) が補助対象機器として認めたもの。 ② 太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池システム (エネファーム) と常時接続するものであること。		住宅 事業所						
省エネルギー機器等	家庭用燃料電池システム (エネファーム)	一般社団法人燃料電池普及促進協会 (FCA) の指定を受けたものであること。		住宅 事業所						
	エアコン ディショナー	都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱 (平成 21 年 3 月 10 日 20 環都計第 529 号) 第 2 の指定基準を満たすものであること。 ※東京都ホームページ「中小企業者向け導入推奨機器」の「導入推奨機器検索」から対象となる製品を探すことができます。		事業所						
	高反射率 塗料等	屋上・屋根用 高反射率塗料	国内の第三者機関における測定値が日射反射率 (近赤外領域) 50% 以上であること。	住宅 共同住宅 事業所						
		窓用日射調整 フィルム、窓用 コーティング材	国内の第三者機関における測定値が遮蔽係数 0.7 未満、可視光線透過率 65% 以上、熱貫流率 5.9W/(m <sup>2</sup> ・K) 未満 (コーティング材の場合は 6.0 W/(m <sup>2</sup> ・K) 以下) であり、日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている製品であること。	住宅 共同住宅 事業所						
	LED ランプ	共通	① 既存の照明器具またはランプは、LED を使用した製品以外であること。 ② 既存の照明器具またはランプよりも、省エネルギー効果が高い改修を行うものであること。		共同住宅 事業所					
		直管形	① LED ランプの固有エネルギー消費効率が 60lm/W 以上であること。 ② LED モジュール寿命が 40,000 時間以上であること。 ③ 新たに LED ランプ専用の器具を設置し導入するもの、または既存の器具を LED ランプ専用 (白熱、ハロゲン、蛍光灯などと交換できないもの) に改造し導入するものであること。							
直管形以外		① LED ランプの固有エネルギー消費効率が全光束ごとに下表の基準値以上であること。 <table border="1" data-bbox="510 1173 1071 1331"> <thead> <tr> <th>全光束</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600lm 未満</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>600lm 以上 2200lm 未満</td> <td>45lm/W</td> </tr> <tr> <td>2200lm 以上</td> <td>60lm/W</td> </tr> </tbody> </table> ② LED モジュール寿命が 30,000 時間以上であること。 ③ 新たに LED ランプ専用の器具を設置し導入するもの、または既存の器具を LED ランプ専用 (白熱、ハロゲン、蛍光灯などと交換できないもの) に改造し導入するものであること。		全光束		基準値	600lm 未満	なし	600lm 以上 2200lm 未満	45lm/W
全光束	基準値									
600lm 未満	なし									
600lm 以上 2200lm 未満	45lm/W									
2200lm 以上	60lm/W									
その他の 省エネルギー機器	東京都地球温暖化防止活動推進センター (同センターに登録された地球温暖化対策ビジネス事業者を含む) による省エネルギー診断、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断、その他これらに類する診断等に基づき導入する省エネルギー機器であること。		事業所							